

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 及び卸売市場法の一部を改正する法律の概要

資料 3

(令和7年6月18日公布)

背景

- 改正食料・農業・農村基本法においては、食料の価格形成に当たり食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等を明記。
- 食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進することが必要。

法律の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

1 題名及び目的

題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。目的規定に食料システムにおける食品等事業者の役割等を明記。(第1条関係)

2 食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

- (1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を定める((2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等) (第5条関係)
- (2) 食品等事業者は、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。(第6条から第10条まで関係)
- ① 安定取引関係確立事業活動(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動(食品等の流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動(消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等)
- ※ ①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。
- (3) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。(第11条及び第12条関係)

〈支援措置〉

- (1) 日本政策金融公庫による長期低利融資(第15条関係)
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による研究開発設備の供用(第14条関係) 等
(このほか、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの税制特例を措置)
- (2) 補助金等で整備された施設等の有効活用(第18条関係) 等

3 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を定める(第32条関係)
- (2) 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を実施。(第34条及び第35条関係)
- (3) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、努力義務を措置。(第36条関係)
- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力。
- (4) 農林水産大臣は、(3)についての事業者の行動規範(判断基準)を策定。(第37条関係)
- (5) 農林水産大臣は、(3)の適確な実施を確保するため必要な場合に指導・助言を実施。また、(3)の実施状況が著しく不十分な場合は勧告・公表を実施。(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)(第38条から第40条まで関係)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。(第52条関係)
- (6) 農林水産大臣は、指定飲食料品等(※)について、費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定。(団体の役職員等に対し秘密保持義務を措置。)(第41条から第51条まで関係)
- ※ 農林水産大臣が、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を指定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、3(6)の指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。(第4条及び第13条関係)

施行期日

公布の日(令和7年6月18日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。
ただし、3(1)及び(3)から(6)まで並びに卸売市場法の一部改正については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。(附則第1条関係)